

利根川水系における治水計画検討委員会規則

(趣旨)

第1条 本規則は、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」(以下「河川整備計画」という。)策定後、治水計画の検討を行うために関東地方整備局(以下「整備局」という。)に設置する利根川水系における治水計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、整備局が作成した治水計画に対して助言を行うものとする。

2 委員会は、河川整備計画に基づき実施する事業で計画段階評価の対象となるものに関し、整備局が作成した対応方針(原案)について意見を述べるものとする。

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、利根川水系に関する学識や知見を有する者のうちから、局長が委嘱する。

2 委員は、8人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年以内とする。なお、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員の代理出席は、認めない。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。

8 委員会には、委員及び事務局が求める者をオブザーバーとして参加させることができる。

9 委員長は、会務を総理する。

10 委員長に事故があり、参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、利根川ダム統合管理事務所長が召集する。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務事務局は、利根川ダム統合管理事務所調査課、河川部河川計画課において処理する。

(雑則)

第6条 本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定め、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

附 則

（施行期日）

本規則は、令和 7 年 1 1 月 1 6 日から施行する。